



平成25年06月
25-26

エチルベンゼン健診専用「マンデル酸(EB)」 項目コード新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さてこの度、特定化学物質障害予防規則等が改正され、エチルベンゼン塗装業務に従事する労働者に対し、健康診断を実施することが本年1月から義務化されました。この改正に伴い、新たにエチルベンゼン塗装業務従事者向け健診に対応した「マンデル酸(EB)」の項目コードを新設致しますので、取り急ぎご案内申し上げます。

これまで、「マンデル酸」検査はスチレン取扱い作業従事者向け健診に対応した項目コード“1553”にて受託し、定量値及び分布をご報告しておりましたが、新設した項目コード“3533”では、エチルベンゼン健診対応とするため、定量値のみをご報告させていただきます。

また、“1553”「マンデル酸」の検査項目名称を「マンデル酸(ST)」に変更させていただきます。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくご利用の程お願い申し上げます。

謹白

記

新規受託項目

- 3533 マンデル酸(EB)

受託開始日

- 平成25年7月1日(月)受付分より

検査要項

| | |
|-------|---|
| 項目コード | 3533 |
| 検査項目名 | マンデル酸(EB) |
| 検体量 | 尿 1.0ml |
| 保存方法 | 冷蔵 |
| 検査方法 | HPLC |
| 基準値 | 未設定 g/l |
| 所要日数 | 5~6日 |
| 検査実施料 | 未収載 |
| 判断料 | 未収載 |
| 備考 | ●[検体採取時期] 採取日は連続した作業日の2日目以降。 作業終了の2時間前に一度排尿し、その後は排尿せず 作業終了後に排尿したものをご提出下さい。 |